

## 第一百五十九回

## 参議院環境委員会議録第七号

平成十六年四月十五日(木曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

四月十四日

辞任

木俣

佳丈君

小林

元君

山下

栄一君

渡辺

孝男君

岩佐

恵美君

田

英夫君

高橋

紀世子君

小川

勝也君

谷

博之君

千葉

国男君

補欠選任

小川

勝也君

谷

博之君

千葉

国男君

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(長谷川清君) だいしまから環境委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

昨日、山下栄一君、小林元君及び木俣佳丈君が委員を辞任され、その補欠として千葉国男君、谷博之君及び小川勝也君が選任されました。

○委員長(長谷川清君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案及び外来生物種規制法案の両案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、警察庁長官官房審議官吉田英法君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(長谷川清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(長谷川清君) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案及び外来生物種規制法案の両案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○谷博之君 おはようございます。民主党・新緑風会の谷博之でございます。

今日はこの法案につきまして、今まで本会議や当委員会でもいろんな質疑がされてまいりましたけれども、そういう質疑でまだ触れられていない点、そしてまた質問をしたものについて更に重ねてお伺いしたい点、これらをまとめて簡潔にお伺いしたいと思いますので、お答えの方も時間の関係で簡潔に答えていただきたいと考

考っております。

まず最初に、特定外来生物の選定の在り方、仕組みの問題についてお伺いいたします。

環境省の資料に、今手元にございますが、特定外来生物の選定の仕組みとして学識経験者からの意見聴取ということです。

この利用という言葉の意味なんですか。

これは経済的な利用をする立場の学識経験者から意見を聞いて特定外来生物を選定するということなのか、そしてこうした経済的な利用という立場を重視すればするほど結果として特定外来生物から外す対象種が増えてくるのではないかと、このように我々は危惧をいたしております。したがって、経済的な利用をするという考え方よりも、我が国の生物多様性を守るという立場から選定をしていくべきではないかというふうに思いますが、まずこの点についてお伺いいたしたいと思いま

す。

○國務大臣(小池百合子君) 特定外来生物の指定につきましては、基本的に生物の性質に対しまして専門の学識経験を有する方々から意見を聴くということ、今御指摘のとおりでございます。そして、外来生物を活用しておられる方々の視点、さらにはそれを経済的な観点からどういうことがあるのかといった、そういうことを踏まえること必不可少なときもございますが、運用に当たっては必要に応じまして様々な視点からの意見も聴くということ、これも一つ重要なことは考えております。

ただ、どういう観点を重視するのかということ

でございますけれども、外来生物によってもたらされます様々な便益との調整、そして社会的な影響などについても慎重に検討してまいりたいと考

出席者は左のとおり。

委員長	加藤 紀文君	日出 英輔君	福山 哲郎君	長谷川 清君	愛知 顯雄君	小泉 嘉子君	清水嘉子君	海野 徹君	大島 慶久君	小舟 平敏文君	山東 昭子君	田中 直紀君	野上浩太郎君	真鍋 賢二君	小川 勝也君	谷 博之君	若林 秀樹君	田中 直紀君	野上浩太郎君	千葉 加藤 修一君	国男君
理事																					
委員																					

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案(内閣提出)
- 外来生物種規制法案(小川勝也君外三名発議)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改

えておりまして、またそうした判断をすることが必要と考えております。

環境省いたしましては、生物多様性の確保ということが原則でございまして、この法案の目的が十分達せられるように特定外来生物の指定を適切に行つてまいることで、改めて申し上げますと、環境省としては生物多様性の確保を原則と、こういう立場でございます。

○谷博之君 質問項目たくさんございますから、細かくはなかなか掘り下げて聞くわけにいきませんが、最後のその大臣の答弁はしっかりと踏まえていただきたいと。

自然環境局長にお伺いしたいんですが、このことに関連して、ある生物分類群、例えば両生類なら両生類、こういうふうないわゆる生物分類群についても特定外来生物が指定されないといつた場合でも、この両生類の未判定外来生物を指定することは仕組み上、可能なんでしょうか。

○政府参考人(小野寺浩君) 御指摘の指定は可能だと考えております。この考え方方は基本方針に明記する方向で検討したいと思います。

○谷博之君 続きましてお伺いしたいんですが、プラックバスなんか、既に蔓延しているそういうふうな外来種と、それから未知のいわゆる生物分類群の水際規制、どうもこれらを同じ土俵で一緒にやろうとしているような気がしてなりません。このこと自体無理があるような気もするわけなんですけれども、十三日の参考人からの話の中でも、アマゾンの未知の魚類が野放しで輸入されているというような例え話もございましたけれども、そういう特定外来生物にも未判定外来生物にも指定されていない国内の既存の外来生物についても、日本生態学会の要望もありますけれども、ランクを付けて注目し、警戒し、必要な対応、必要に応じて規制を掛ける仕組みも必要ではないかというふうに思つておりますが、この点はどうでしようか。

○政府参考人(小野寺浩君) 被害があるもの、疑いがあるもの、疑いのおそれがあるものというの

を特定生物、未判定生物に入れてチェックするつもりですので基本的に御心配のことはないと思

いますが、実態上はそれ以外の、疑いのおそれよりもおそれが少なければ微妙なものというのは検討の中で出てくるんじゃないかと思います。

それについては、恐らく実際に特定外来生物、未判定外来生物を決める専門家のかなり詳細な議論の中で実態上そういうグループ分けについても検討して、ある程度リスト的なものは持つということが実際に絞つていく際に必須の実務だと思いま

すので、恐らく御指摘の点にはこたえられると思

います。

○谷博之君 そのことに關係するわけですけれども、八日の当委員会で田先生の方から質問をされおられるいわゆる国内生物種の台帳の問題でございませんけれども、局長答弁は、端的に申し上げますけれども、局長答弁は、端的に申し上げると、外來種法案の議論と同時に国内生物台帳を作成するというふうに答弁をしておりますけれども、これは一つのこれから話のとてになります

が、他の生物分類群の台帳が未整備でも、例えば

爬虫類の国内生物台帳ができたというふうに仮定

しますと、これをいわゆる外來種類の対策にこ

の台帳を生かすという考えがあるかどうか。つまり、国内生物台帳ができるといわゆる生物分類群から順次そこに載っていない種の輸入をすべてリスト化して許可制とする方式、いわゆるホワイト

リスト方式ですね、こういうふうな方向に移行し

ていく、そういうお考えがあるかどうかというこ

となんでございますが。

○政府参考人(小野寺浩君) 我々の考え方方は、

十の一については大きく四つのポイントが指摘

されていますというのが理解であります、意図的

導入に関する事前許可については、第七条の飼養

等の許可を義務付けております。

それから、リスク分析については、二十一條で

効率的であり合理的であるというふうに考えていいますが、その前提では、先ほども答弁したよう

に、自然環境に係る基礎的なデータをどれだけ押

されるかということがまず出発点であることは間違いないことありますし、その自然環境の基礎

の提案者についての規定であります、これにつ

いては、二十一條で輸入しようとする外來種の生

態特性の情報提供を義務付けるということで考

えておりますし、二十二條の、専門性、公平性の観

点から主務大臣が判定するということが書かれています。

それから、四番目のポイントですが、許可に条件を付すことについては、第五条第四項の飼養等

の許可に際して条件を付すと、こういう仕組みになつております。

我々の考えでは、これらの提案している法律の規定によって指針原則の十の一は反映されている

というふうに考えております。

○谷博之君 この問題に関しては、IUCNの国際自然保護連合、二〇〇〇年の種の保存委員会と

いうところでガイドラインが出ておりまして、その第六回締約国会議、これが二〇〇二年の四月に

いわゆるその決議をしておりますが、この決議文の内容は、外來種に、規制する指針原則というこ

とで、環境影響評価を含む適切なリスク分析を実

施し、生物多様性を脅かさないと考えられる外來種についてのみ導入を許可する、こういうふうな

考え方を指針に述べておられます。

これに対応するこの今度提案されているこの法

律は、その条文は一休本法案の第何条にこれが盛

られておられましょうか。

○政府参考人(小野寺浩君) 生物多様性条約の指

針原則の十の一ということを御指摘だと思います。

今のお答弁、条文を含めての御答弁ということ

でありますけれども、時間がありませんので細か

い内容については触れませんけれども、こういう

内容に果たしてそぐわないのか、あるいは沿つて

いるのかということについてはいろいろ御議論が

あるかというふうに思つております。そういう点

での種の保存委員会ではガイドラインで指摘してお

ります。

○谷博之君 この問題に関しては、IUCNの国

際自然保護連合、二〇〇〇年の種の保存委員会と

いうところでガイドラインが出ておりまして、そ

の内容は、外來種に、規制する指針原則というこ

とで、環境影響評価を含む適切なリスク分析を実施し、生物多様性を脅かさないと考えられる外來種についてのみ導入を許可する、こういうふうな

わけであります。

それからもう一つは、いわゆる生物多様性条約

の第六回締約国会議、これが二〇〇二年の四月に

いわゆるその決議をしておりますが、この決議文

の内容は、外來種に、規制する指針原則といふこと

とで、環境影響評価を含む適切なリスク分析を実

施し、生物多様性を脅かさないと考えられる外來種についてのみ導入を許可する、こういうふうな

考え方を指針に述べておられます。

これに対応するこの今度提案されているこの法

律は、その条文は一休本法案の第何条にこれが盛

られておられましょうか。

○政府参考人(小野寺浩君) 生物多様性条約の指

針原則の十の一ということを御指摘だと思います。

今のお答弁、条文を含めての御答弁ということ

でありますけれども、時間がありませんので細か

い内容については触れませんけれども、こういう

内容に果たしてそぐわないのか、あるいは沿つて

いるのかということについてはいろいろ御議論が

あるかというふうに思つております。そういう点

での種の保存委員会ではガイドラインで指摘してお

ります。

○谷博之君 判断の根拠は、国内の生態系に悪影響があるかどうかということがまず

我がリスク分析に係るあれであります。

それから、リスク分析に関する立証責任が導入

用して考えるというのが我々の基本的な考え方であ

ります。その場合、必要に応じて特定外来生物、未判定に関する規制、輸入規制等が当然発動することになります。

○谷博之君 いわゆる生物Aの雑種、これは特定外来生物と規制なしの生物の交雑種ですね、こういうものであれば、いわゆる生態系への影響は、被害は我々はやっぱりあるというふうに見ておりまして、これが日本生態学会の要望書にもありますけれども、予防原則に基づいて科学的に影響が極めて軽微であると判断されない限り、導入は原則として禁止すると、こういう対応の仕組みですね、このところが一つの私はベースになるといふふに思っています。

この点についての関係はどうのよう考へておられますか。

○政府参考人(小野寺浩君) 影響があるもの、あるいはおそれのあるものについては原則対応する、規制その他で対応するということが基本的な考え方です。

ただ、輸入証明書の技術的な書き方については、中をどうするかというのを施行までの間に検討して、そのものが輸入証明書の文書の範囲で分かりやすくなるように中身を義務付けることも検討したいと思っています。

○谷博之君 それじゃ、水際規制について、財務省と農水省の方にもお伺いしたいと思つております。

この法案が成立するということになつて、実際、施行の段階になりますと、その具体的な取組ということで水際規制というのが大きな課題になつてくると思います。そのときに、財務、農水省は、具体的に来年度、そういう意味の人員とか予算というものを当然これは検討しなきゃいけないと思うんですが、まず、この点についてどのように検討をこれからしていくのか。

それから、それぞの省に一つずつお伺い更にしますけれども、財務省では、輸入統計品目表というのがあって、これに哺乳類以外の動物について新たな統計細分の作成の予定をしているのかど

うかですね。それから農水省については、これはオーストラリアなどで具体的に取り組まれておられますけれども、いわゆる動物検疫の目的でビーグル犬の導入というものを実際今行つております。

けれども、こういうふうに認識している点についてそれぞれお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(藤原啓司君) お答え申し上げま

す。

まず一点目でございますけれども、この法案の特定外来生物の輸入につきましては、主務大臣の許可を受けた者でなければできないことになっておりますし、また一定のものを除きまして外来生物の輸入に際しましては外国の政府機関が発行した証明書等を添付しなければならないこととされています。したがいまして、税關におきましては、関税法七十条の規定に基づきまして、当該外国の政府機関が発行した証明書等を確認することとなるわけでございます。

関税局、税關いたしましては、法律の所管官庁でございまる環境省等の関係機関と連携を図り、外来生物に係る輸入規制の実効性を確保していく所存でございまして、人員及び予算につきましては、今後の業務量を見極めた上で適切に対処してまいりたいと考えております。

それから、二点目の統計細分の話でございます

けれども、輸入統計品目表に新たな細分を設ける際には、物資所管省からのお願いを受けて設けております。その場合に、細分を新たに設けることにつきましては、輸入者の事務負担等を増加させる面があるということも留意いたしまして検討を行つてあるところでございます。

環境省等から特定外来生物等の細分を設けるという旨の要望がありますれば、今申し上げた点も踏まえまして今後検討してまいりたいと考えております。

○政府参考人(坂野雅敏君) 本法案は、目的、法

というものを位置付けておりまして、農林省といたしましても、鳥獣害対策とか外海魚対策などは非常に重要な課題というふうに認識しているところでありまして、従来から鋭意取り組んでいます。

従来から、所要の予算額を確保するとともに、本省はもとよりすべての地方農政局におきまして専任の担当官を置くなど、必要な体制整備を、体制を整備しているところでございます。

農林水産省としましては、本法における環境省と農林水産省との役割分担も踏まえまして、本法施行に係る人員、予算について今後必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

○政府参考人(齊藤登君) 委員からお尋ねのありました検疫犬の関係でございますが、豪州、ニュージーランド、米国等におきまして、動物検疫上の観点から、旅行客の携帯する畜産物を探知する検疫犬を導入しているということにつきましては、私どもも承知しておりますところでございます。

また、これらが、移入種の摘發にも検疫犬が活用できるという情報等を得られますが、関係官庁にも情報提供をしていきたいというふうに考えておりますし、また、なお動物検疫犬の導入につきましては、旅行客が持ち込む畜産物をより確実に把握し、検査を実施できる体制を整備するという観点から、農林水産省としても検討課題というふうに考えておるところでございます。

○谷博之君 今の、検疫の際のビーグル犬の話ですけれども、実際、いろんな形でもつてそういうふうなものを持ち込んでくるというときに、非常に巧妙な形でこういう外来種についてもなされているということもございまして、そういうものに對する、オーストラリアやニュージーランドにおいてはかなりこういうビーグル犬が活躍しているということもあります。これは是非、そういう意味では、他の国々のそういう事例というのも十分参考にして導入を図つていただきたいというふうにこれは強く要望しておきたいと思います。

それから、最後の質問の大きな柱なんですが、

国内防除の関係についてでありますけれども、まず一つは、大臣にお伺いしておきたいんですけれども、これは、いわゆる地方自治体がこういう防除している外来生物のうち、例えば、将来特定外生生物種として指定されたものについては、國としてはこうした自治体への防除の事業に對して今後支援はしていかないのか、あるいはしていかないのか。

環境省といたしましては、今後、特定外来生物の地域の事情によりまして独自に防除を実施することについては、国として直接の関与はできるものではないわけがありますが、しかし、我々としては歓迎をしたいということになります。

○副大臣(加藤修一君) 特定外来生物に指定されない外来生物について、地方自治体がそれぞれの地域の事情によりまして独自に防除を実施することについては、国として直接の関与はできるものではないわけですが、しかし、我々としては歓迎をしたいことになります。

環境省といたしましては、今後、特定外来生物以外のものも含めまして、外来生物の生態的な特徴あるいは防除の先進的な事例、そういう有効ないわゆる防除手法等に関しまして調査を進めることと、鳥獣保護法の関係につきまして、有害な関係動植物については調査を相当進めておりますし、そういうノウハウも蓄積されておりますので、そういう経験も踏まえまして、その成果を広く情報提供することが当然できるわけでございますので、地方公共団体に関する取組の防除事業に對して一助になると、そういうふうに考えてございますので、要するにそういうことでございます。

○谷博之君 そういうふうな中で、ここで具体的な話をちょっと一つお聞きしますが、仮にオオクチバズ、これが特定外来生物種に指定されないとなった場合、現在、水産庁がオオクチバズの駆除事業を行つていますし、あるいは環境省も、先日私も触れましたけれども、皇居のお堀のオオクチバズの駆除事業というのをやつていますけれども、こういうものは釣り團体等からすると税金の無駄遣いではないかというような批判をされる可能性もあると思うんですが、こういう場合についてどのように考へておられますか。

○国務大臣(小池百合子君) 皇居の外苑、お堀で

ござりますけれども、在来種の生態系、これを保全するために行っているものでございまして、平成十三年度から、オオクチバスなどの外来生物の駆除を御指摘のよう実施させていただいております。また今年も継続して行うこといたしてありますけれども、オオクチバスの扱い、今、仮定の話ということでおございましたけれども、今後もさらに、被害がどのように広がるのか、また利用に関する情報を収集した上で、政令指定に際して具体的に検討すると、こういう考え方でございます。

○政府参考人(中前明君) お答え申し上げます。水産庁におきましては、平成十三年度から、このオオクチバスを含む外来魚によりまして各地域に生じております漁業被害を防止するといった観点から、都道府県が事業実施主体として駆除事業をする場合、一定の予算補助を行つてあるところであります。今年度もこれを継続することとしております。

具体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○谷博之君 時間がありませんので、最後に警察廳に一点お伺いしたいと思いますが、こういう野生物、動植物の、いろんな形で今こういうインターネットを通じて、まあ言うならば、宣伝やあるいはそれ販賣のためのこういうホームページが今開設されております。これを見ておりますと、特に猿が非常に今すごいらしいんですか、例えばこれはミツオビアルマジロというのがペアで二十六万一千五百円、こういうもので売られた三万八千円で売られたりしています。

これは、ちょっとと広告の文章を見ますと、久々に来ましたフクロシマリス、探すとなかなかいい珍種ですと。まだまだ若くて十分ならせていく

そうです、しかもペア、雌は非常に少ないので、頑張って繁殖を目指すのもよいでしょう、詳しい内容は当店ホームページからお問い合わせください。こういうふうないろんな、これがこういうオオクチバスの扱い、今は仮定の話ということでおございましたけれども、今後もさらに、被害がどう写真入りで売り出されています。高いものになりますと百万単位のものもございまして、例えばシロガオサキ、これは百五十万円ということですね、雄一匹が。こんなようなものが今売られておりますと、高価な形で、これが例えば違法な形であります。こういうふうなものが売買されたり、今後する可能性もなきにしもあらずというふうに思います。

警察は、今後こういう特定外来生物を含む野生動植物の不法取引の取締りを強化するために、具體的にどのようなことを対応されようといたしておりますか。

○政府参考人(吉田英法君) 野生生物の不法取引等の取締りについてのお尋ねについてお答え申し上げます。

警察においては、悪質な環境犯罪に対する取締りに積極的に取り組んでおり、産業廃棄物事犯はもとより、野生動植物の不法取引等についても從来から取締りの強化を図っているところであります。

例えば、昨年においては、警視庁と埼玉県警察の共同捜査により、動物ブローカーらが動物園等から窃取したレッサーパンダ等の国際希少野生生物をペットショップ経営者らに販売した事犯について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反等で検挙するなどしたところであります。

特定期間内に、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止の共同調査により、動物ブローカーらが動物園等から窃取したレッサーパンダ等の国際希少野生生物をペットショップ経営者らに販売した事犯について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反等で検挙するなどしたところであります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案などについて質問をさせていただきます。

私が居住している山形県や長野県などでは、ハクビシンによる農林業被害が大きな問題となっております。ハクビシンによる農林業被害あるいは人に関する被害、さらに生態系に対する被害の現状並びにそれらに対する対策、捕獲、狩猟の現状について、山形県・長野県の事例を中心環境省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(小野寺浩君) ハクビシンによる農林被害は果実を好むことから果樹に対する被害が多い、農林水産省の統計では、平成十四年度、全国で被害面積が二百三十九ヘクタールとなつております。このうち、山形県が五十ヘクタール、長野県が八十九ヘクタールと被害が多い県となつております。また、家屋の屋根等にすみ付くことによる生活上、衛生上の被害が生じていると聞いております。

せんが、これまでハクビシンと競合して特定の種が排除されたという報告はありません。

こうした被害の実態を踏まえ、平成六年、鳥獣保護法による狩猟権にハクビシンを加え、狩猟による捕獲を進めているほか、有害鳥獣捕獲による捕獲を行つてあるところであります。これらによる捕獲頭数は、平成十三年度には全国で七百六十五頭、山形県及び長野県においてはそれぞれ五十五頭、九十五頭を捕獲しているところであります。

時間が来ましたので、以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(長谷川清君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、福山哲郎君が委員を辞任され、その補欠として若林秀樹君が選任されました。

○渡辺孝男君 ハクビシンは、昨年十一月のWHOの重症急性呼吸器症候群、SARSですけれども、の疫学に関する統一見解文書によれば、「現在点で、これらの野生動物種がSARSの集団発生の疫学に重大な役割を演じていることを示唆する兆候はない。しかし、これらの動物がヒト感染の源であった可能性は否定できない」と、そのように書かれておるわけであります。

このように、ハクビシンは私たちにとっても注意を払うべき生物ですが、今回の政府提案の法案では特定外来生物に選定される可能性があるのかどうか、小池環境大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(小池百合子君) ハクビシンにつきましては、ハクビシンが外来生物なのか若しくは在来生物なのかということについては、実は双方、両方ともそのような見解がありまして、説がありまして、結論が出ていないふうに聞いております。

また、今後ですけれども、外来生物であるかどうかに係る知見の蓄積をすること、それから生態系にどのような被害を及ぼすのかというような状況を見て検討をするということといたしました思つております。

それから、今、WHOのSARSとハクビシンとの関係の話ございましたけれども、基本的にこの法案でござりますと、対象とする人の生命、身体への被害というのは動物が実際にかみ付くといったような直接的な被害を意味をいたしており

まして、SARSなどの感染症につきましては感染症予防法で必要な対応を行つと、このような整理をしているところでございます。

○渡辺孝男君 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による有害動物駆除と政府案による特定

外来生物の防除との相違点について、加藤環境副大臣にお伺いをしたいと思います。

○副大臣(加藤修一君) 鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲というのは、農林水産業などの被害が生じた場合、被害が生じた場合に被害を受けた者が許可を得て有害な鳥獣を捕獲しようとするわけでありますので、この仕組みを利用して外来生物の防除をしようとした場合にはその被害が生じなくなれば捕獲が行われなくなると、そういうことになりますから、生態系からの完全な排除に至らないケースが多いというふうに考えられますし、そういう指摘もございます。

ただ、今回の本法案に基づきまして、特定外来生物の防除は大臣が公示した内容に従つて防除を実施するものですから、その許可を、鳥獣保護法の許可をその都度受けることなく緊急に防除を実施することができる、そのほか、生態系からの完全な排除を目指して計画的に防除を実施することが当然可能になるわけでございます。

また、防除に要した費用について原因者に負担させたり、あるいは事前に意見を聞けば私有地に立ち入つて防除を実施することもできるわけでありますし、こういったことを通しまして、特定外来生物の総合的な防除、これを進めるための枠組みが十分整備できると、そういうふうになりますので、対応としては効果的になるということございます。

○渡辺孝男君 次に、堤防緑化などで意図的に導入された外来植物が地域の生態系を乱し、生物多样性に悪影響を与えていたりと指摘をされております。例えば、鬼怒川流域のシナダレスズメガヤが侵入することによってカワラノギクの衰退が起こっている、あるいは野生化したネズミムギによるイネ科花粉症の健

康被害例が指摘されております。このような意図的に導入された植物による生態系への悪影響、あるいは人の健康被害の現状とその対策について、

国土交通省にお伺いをします。

○政府参考人(清治真人君) 河川の中の外来種のお話でございますが、河川では堤防がこれは一番一般的に行われている河川の工事でありますし、

管轄している非常に重要な施設でございます。こ

の盛土に当たりまして雨水あるいは河川の流水に

より侵食されないようにということで堤防に植生

工を施しておりますが、その中で外来種を用いて

いる場合がございます。従来から、今お話をあり

ましたシナダレスズメガヤあるいはネズミムギ、

こういうような多年生のイネ科の植物につきまし

ては、寒い地方とかそういうところでの成長がい

いといふこととか、それから在来種に比べまして

得られやすいこともありますし、またコ

ストの関係もございまして、従来、昔からかなり

使つてきてる現状にございます。

また、河川の中だけではなくて流域の中から、

風とかそれから雨が降ったときに川の中に外来種

の種が入ってきて河原で繁殖するというような実

態もございまして、今お話をありましたように、

川の中の生態系の多様性を乱すとか、それから河

川の河原の環境を大きく変えるというような実態

が起つております。

それから、イネ科の植物につきましては花粉症

の問題がありまして、川の近くの一般の方々が、

今お話をありましたイネ科のネズミムギ、あるいはオオブタクサなんかもそうであります、花粉症の原因になつてゐるわけでございます。

このような河川生態系の悪化でありますとか健

康被害を引き起こすような一部の外来植物につきましてもしておりまますし、また、昔から使っており

ますので、今ありますものにつきましては、例え

ば草を刈るときのどの時期に刈るとその花粉症の影響が少ないというようなことも研究しております

まして、そういう対応、あるいは直接取つてしま

うというようなことも含めまして、分布の拡大を防止しようということで取り組んでいるわけでございます。

昨年の八月にはこういうような問題につきまして事例集を作りまして、「河川における外来種対策の考え方とその事例」というような冊子を発行いたしまして、一般の方にも見ていただきま

す。また、私どもの河川管理の参考にしていくと

いうような取組を現在進めている現状でございま

す。

○渡辺孝男君 なるべく生態系あるいは健康の被

害が起らぬないように、固有種ですね、在来種を使つていただけるようにお願いをしたいと思います。

このよだな問題のある事例もあるわけですが、

今回、植物で特定外来生物種に指定される可能性のあるものについて、小池環境大臣にお伺いをし

たいと思います。

○國務大臣(小池百合子君) この法案では、動物だけではなくて、植物も対象としております。生態系に係る被害のおそれがあるならば、動物であれ植物であれ特定外来生物に指定されるということになるわけでございます。

中央環境審議会の答申の中に「移入種対策に関する措置の在り方について」という項目がござりますけれども、その中では、アレチウリなどによ

ります在来種との競合、そして在来種の駆除が、

外来植物による影響の例として示されているところなんですか? どのような生物を指定していくのかについては、この法案に基づいた基本方針に基本的な考え方を定めまして、その上で影響

の実態を踏まえてさらに専門家の意見をお聞きす

るということで、個別に検討していくことになり

ますので、現時点で具体的にこれがいい、これが

飼養等にすることや、必要に応じまして動物の不

妊化の措置、そういうものも考えていかなければいけないなど、このように対応を準備している次

第でございます。

○渡辺孝男君 最後の質問になりますけれども、二〇〇二年にスイス・グランで開かれました国際

自然保護連合、IUCN理事会において承認され

た外来侵入種による生物多様性喪失防止のための

IUCNガイドラインでは、奨励される行動の一

したいんですが、特定外来生物の防除が必要になりますが、原因者負担を求める事になる場合、原因者の特定に当該動物の個体識別のために埋め込まれておりますが、当該動物の子孫が起きた被害の確定には、例えばDNAの鑑定など別の識別方法が必要になると考えます。

このよだな原因者負担の実効性を担保するため環境省はどこまで民間事業者を含め国民の協力を求めていく方針か、お伺いをしたいと思いま

す。

○渡辺孝男君 なるべく生態系あるいは健康の被

害が起らぬように、固有種ですね、在来種を使つていただけるようにお願いをしたいと思います。

このよだな問題のある事例もあるわけですが、

今回、植物で特定外来生物種に指定される可能性のあるものについて、小池環境大臣にお伺いをし

たいと思います。

○副大臣(加藤修一君) 原因者の責任を追及し費用の負担を求める上でも、個体識別を可能にするマイクロチップの利用は非常に有益ではないかと

いうふうに考えております。

しかししながら、逃げた個体の子孫についてDN

Aの鑑定による個体識別を行い原因者を特定する

ことの難しさ面が非常に多いというふうに我々考

えてございます。

○副大臣(加藤修一君) 原因者の責任を追及し費用の負担を求める上でも、個体識別を可能にするマイクロチップの利用は非常に有益ではないかと

いうふうに考えております。

そこで、捕獲に要する労力というものは、これは

事後的な対応に当然なるわけでありますから費用

は膨大になると。これはほかのケースも随分とあ

りますので、いつたん逃げてしまつた場合に

ついては、捕獲に要する労力というものは、これは

事後的な対応に当然なるわけでありますから費用

は膨大になると。これはほかのケースも随分とあ

りますので、いつたん逃げてしまつた場合に

ついては、捕獲に要する労力というものは、これは

事後的な対応に当然なるわけでありますから費用

は膨大になると。これはほかのケースも随分とあ

りますので、いつたん逃げてしまつた場合に

ついては、捕獲に要する労力というものは、これは

事後的な対応に当然なるわけでありますから費用

は膨大になると。これはほかのケースも随分とあ

りますので、いつたん逃げてしまつた場合に

ついては、捕獲に要する労力というものは、これは

事後的な対応に当然なるわけでありますから費用

つとして、エコツーリズム事業を扱う事業者に対して、生態学に、脆弱な島の生息地や生態系内に、外来の植物及び動物の意図しない導入を防ぐためのガイドラインを開発するよう求めておりませんが、日本の現状あるいは外国の事例について、環境副大臣にお伺いをしたいと思います。時間が短くなってしまいました。簡潔にお願いいたします。

○副大臣(加藤修一君) そのような指針を作成された事例は承知しておりませんが、例えば小笠原諸島の南島などにおいては、エコツーリズムで訪れる入島者に対して靴を洗うと、そういうような指導をしている事例があるとは伺ってございました。

ただ、非意図的な外来生物の導入による被害を防止するための措置の在り方については、今後、そういう面も含めまして、大臣が今議長をやつておりますエコツーリズム推進会議の中においても検討を行つてまいりたいと、このように考えております。

○岩佐恵美君 前回に続きまして、外来生物による被害の問題について伺います。

アライグマの被害が全国に広がっております。二〇〇一年には四十都道府県から報告をされております。

神奈川県の場合、九九年には十六頭のアライグマが捕獲されて自然環境保全センターに持ち込まれました。ところが、二年後の二〇〇一年には二百二頭と十二倍以上に急増しています。特に被害が大きい鎌倉市の場合、二年度の相談件数が四百四十七件、捕獲数は二百二十八頭に及んでいるということです。最近では、農業被害だけではなくて、家の天井裏にすみ着いてふん尿被害をもたらす、天井裏に上がってみたらふんの山があつちこつちにできている、尿も垂れて天井が染みになつていて、そういう被害が出て住民が非常に驚いているそうですが、それから池のコイを食ひ荒

らす、都市部にまで被害が広がっています。アライグマは既に三浦半島全体に広がつていて、生態系への影響も出ています。

鎌倉市では、タヌキの目撃情報が減つて、疥癬にかかるタヌキが増えているということだそうです。ただ、これも因果関係がどこまであるのか見付からなかつたという深刻な状況だということです。池の周りにはアライグマの足跡があつて、食べ残しのトウキョウサンショウウオの死体も見付かっております。三浦市でもアカテガニ、アシハラガニが激減していて、足跡あるいは食痕からアライグマの影響ではないかと考えられております。

アライグマによる生態系の被害について、全国の実態を調査をして対応をしかるべきしていく必要があるのではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(小野寺浩君) アライグマの実態については委員御指摘のとおりであります。これま

で都道府県に照会をして実態を把握に努めているところであります。しかし、更に具体的な被害の実態について調査を行つてまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 鎌倉市では、この間取り上げます法律の仕組みは正におつやつたとおりのことを意図している法律であります。したがつて、この法案を通していただいて、仮にアライグマが本法案の特定外来生物になれば、正に国が中心になつて都道府県、自治体、あるいは住民と一緒になつて駆除対策を講じるということになると思いま

す。

担当職員も、市町村、県の役割分担による広域的で統一した捕獲の推進、あるいは全国的なネットワーク作りが必要だ、そう提起をしておられました。

このアライグマについては、もう神奈川県から飛び出して東京の方に進出をしていくんではないか、あるいはもう進出しているかもしれませんのが、とにかくそういう実態があるわけですね。ですから、市町村はもちろんですが、県だけでも対応できない、やっぱり全国的なネットでやつていいかなきやいけないという事態になつていると思います。こういう根本的な全国ネットでの対策を進めることで、国が積極的に首頭を取つていくという必要だと思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(小野寺浩君) 我々の提案しております法律の仕組みは正におつやつたとおりのことを意図している法律であります。したがつて、この法案を通していただいて、仮にアライグマが本法案の特定外来生物になれば、正に国が中心になつて都道府県、自治体、あるいは住民と一緒になつて駆除対策を講じるということになると思いま

す。

○岩佐恵美君 鎌倉市では、この間取り上げましたけれども、前委員会でも取り上げましたけれども、タイワニリスが一万から三万頭と急増をしています。電線とか戸袋をかじる、果実を食べる、そして樹木の皮をはぎ取るという被害が出ておりまます。この被害が山の中まで広がつて、生態系への影響が非常に心配をされています。タイワニリスの場合は、人への直接的な被害はそれほど大きくないわけですし、一見かわいいので観光客がえさなどを与えることもあります。駆除を進めるには、市民の理解を得た上で協力が絶対に欠かすことができません。市の担当者も、タイワニリスを駆除すると言うと大変市民から抗議が来て、もう板挟みで困つていますという事でした。

市担当者は、有害駆除では被害はなくなならないこと、広域的な生息調査や根絶対策が必要なんですか、市ではとても対応できないと訴えておられました。また、神奈川県の自然環境保全センターの

してデータをしつかり集めた上で、根絶なのかあるいは生息管理などのなどについて、これも市民と相談しながら協力してもらうという、市民に協力してもらうという取組が必要です。ところが、市町村では専門的な知識や体制は希薄です。調査について非常に被害が広がっている、そういう実態も踏まえて、こういうものについてはマニユアルを作るとかあるいは調査や計画作りに国として補助金を付けるなど面倒を見ていくとかいうような私は是非普惠を出してほしいと思うんですが、その点、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(小池百合子君) 外来生物対策を実際に推進していくためには、それぞれの地方自治体などとの連携というのは非常に重要だというふうに考えております。

それから、防除の方法についてですけれども、その今御指摘のタイワニリスの場合、アライグマの場合、いろいろとそれぞれ生態が持つ特性がござりますでしょ、また防除の仕方についても、それぞれの特性に応じた形での取組ということが必要になつてしまりますので、専門家の考え方、方法、知見、これを収集いたしまして、また調査も進めまして、その結果についてはそれぞれの地方自治体の、地方公共団体のみならず、市民の皆様のお話をございましたし、幅広く一般の方々にもそういう情報の提供は努めてまいりましたと考えております。

○岩佐恵美君 次に、未判定外来生物の問題について発議者に伺いたいと思います。

政府案では、疑わしいものを未判定外来生物に指定をして、輸入届出から六ヶ月以内に有害性の有無を判定することになつています。ところが、その未判定外来生物について六ヶ月以内に判定するには困難な場合も十分予測をされます。期限内に被害のおそれが立証されなければ、少々疑いがあるいは生態特徴などについて科学的な調査を

思います。

民主党案では、新規外来生物について審査をするということになつていますけれども、その点はどうなんでしょうか。

○小川勝也君 民主党案ではそのような期限を区切つておりませんので、生物多様性への影響の有無についてしっかりと結論が出るまで審査を行うことを想定しております。

○岩佐恵美君 外来生物を持ち込むと、大なりとなり生態系に何らかの影響を及ぼす、後になつて問題が判明する、そういうことがあります。例えばクワガタムシの場合、以前は国内では繁殖しないと思われていた熱帯産のクワガタムシが国内で定着をしています。八重山諸島に侵入したタイワンカブトムシが奄美大島まで北上しているという事例や、北海道にベットとして持ち込まれた個体が野生化して、道北や道東地方にも定着して個体数を増加させていた、そういう事例も報告をされています。

最近、環境研究所の調査で、外国産クワガタムシと在来種との雑種から二代目が生まれる、そういうことが確認されたとテレビでも私見てびっくりしましたけれども、その点について報告してください。

○政府参考人(小野寺浩君) 国立環境研究所では、輸入昆虫が生態系に及ぼす影響の有無について研究を行っているところでございます。その結果、室内での実験の結果ですが、インドネシア産のスマトラヒラタクワガタと日本産ヒラタクワガタの間で交雑した個体が生まれること、交雑した個体の雄と雌を掛け合わせると雑種第二代が生まれ、成虫になることが確認されておりました。この研究により、外国産ヒラタクワガタと国産ヒラタクワガタは、その交雑個体にも繁殖能力があることが明らかになつております。

○岩佐恵美君 輸入が許可されている外国産クワガタムシの交雑種が野生化するおそれは十分あります。他の外来生物についても、当初は被害のおそれはないと思われたものがその後影響が明らかになつております。

かになる、そのことは十分考えられます。

我が党の修正案では、その点について、輸入届が出された未判定外来生物について、被害の可能性は少ないけれども直ちに無害とは言い切れないと想定しております。

特定多数に販売しないとか特定の地域には持ち込みについてしっかりと結論が出るまで審査を行うことを想定しております。

私はこういう考へ方が非常に重要なとおり思つてゐるんですが、発議者とそして環境省にそれがお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(小野寺浩君) 我々の考へ方、仕組みでは、影響があるものはもちろん特定外来種に指定しますし、影響があるおそれのあるものを未

判定外来種としてかなり厳しく見た上で、かつ影響が実態上ある、あるいは知見が得られた場合には特定外来種にするということです。

御指摘のグレーの種については運用上広く特定、未判定を取ることによって基本的には回避される

というのが我々の考え方です。しかしながら、そういうことが理屈的には可能性もありますので、いろいろな知見なり情報を集めて、ないようにして

いくということは努力したいと思います。

○小川勝也君 御指摘のとおり、政府案においては六ヶ月以内に生物多様性への影響についての知見が完璧にそろわないケースも十分にあり得ると思ひます。そのような場合におきましては、もし仮に輸入を認めるといたとしても、知見が十二分にそろうまでの取扱いには御指摘のように一定の制限や条件を加えることも、制度の運用上、検討するべきではないかと考えます。

また、知見が加えられた時点で判定を覆すといふことも当然あつてしかるべきだと考えています。

○岩佐恵美君 次に、その特定外来生物の指定や飼養等の許可についてですけれども、これは改正を行つた上で、その後の管理をきちんとしていくことが重要であります。政府案では、許可をすれば後は取扱者に任せ、問題が起きて初めて報告

微収や立入りをするということになつてゐるわけ

で届出をさせる、あるいは日常的に管理状況を把握できるようにしていく、そういうことが必要だと思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(小野寺浩君) 飼養の許可に際して必要な情報を報告するように条件を課すことといふことを考えております。その条件の内容の問題

が一つあると思ひますが、どのように外来生物を特定外種を収集してまいりたいと思つております。

○岩佐恵美君 特定外来生物が環境に漏れた場合には、遺伝子組換え生物規制法のよう、取扱者に被害防止の措置を取らせるということが必要だと思いますが、その点いかがでしよう。

○政府参考人(小野寺浩君) 今度の仕組みの考え方では、飼養の許可に際して、厳しく見て、環境上に逃がすことがないような者、能力を持つた者に許可を与えるというのがまず原則であります。それから、逃がさないように必要な措置を許可の条件として付するというのが次の考え方であります

○政府参考人(小野寺浩君) 届出手続の中で、輸入しようとするとする者に対して、できるだけ生態系影響その他の基礎情報を提供を求める義務付けることは考えておるところであります。

ただ、根本的な被害判定については、公平性その他観点から、主務大臣が最終的に決断すべきものと考へております。

○岩佐恵美君 次に、水際での対策の問題ですが、輸入貨物などに紛れ込んでくる非意図的侵入対策、これも重要なと考へています。

厚生労働省の調査では、一九九九年に小樽港で見付かったクマネズミ三十一匹の染色体を調べたところ、すべて外来種のオセアニア型クマネズミだつたということです。その後毎年、同種のクマネズミが見付かっていることです。また、十六の港で見付かった百五十匹のハツカネズミのミトコンドリアDNAを調べたら、外来種になつておりますし、防除が必要となつて国及び自治体が仮に行つた場合、防除措置を行つた場合に棄された場合には厳格な罰則が科せられることがあります。これらを全部まとめて、特定外来生物が遺棄された場合には厳格な罰則が科せられることがあります。これが我々の制度の概要でございます。

○岩佐恵美君 先ほどの質問でも出されましたけれども、輸入販売業者が外来生物をどんどん買付ける、その一方で、それによる被害の対策、これを税金でやるというのは、私は到底国民の理解を得ることはできないと思います。本来、届出者が無害立証をすべきだと思います。少なくとも海外の生息地での生態あるいは他の生物に及ぼして影響、国内での繁殖の可能性あるいは在来種との競合、交雑の可能性、国立環境研がクワガタムシの交雑の研究やりましたけれども、これには相当手間暇も掛かるし、予算も掛かる、大変なことだと思いますが、その点いかがでしようか。

○政府参考人(小野寺浩君) 全部をやるというのではなく大変なことですね。なか大変なことですね。そういう点いかがでしようか。

○岩佐恵美君 次に、その特定外来生物の指定や

得ることはできないと思います。本来、届出者が無害立証をすべきだと思います。少なくとも海外の生息地での生態あるいは他の生物に及ぼして影響、国内での繁殖の可能性あるいは在来種との競合、交雑の可能性、国立環境研がクワガタムシの交雑の研究やりましたけれども、これには相当手間暇も掛かるし、予算も掛かる、大変なことを考へております。その条件の内容の問題が一つあると思ひますが、どのように外来生物を特定外種を収集してまいりたいと思つております。

○岩佐恵美君 次に、その特定外来生物の指定や

得ることはできないと思います。本来、届出者が無害立証をすべきだと思います。少なくとも海外の生息地での生態あるいは他の生物に及ぼして影響、国内での繁殖の可能性あるいは在来種との競合、交雑の可能性、国立環境研がクワガタムシの交雑の研究やりましたけれども、これには相当手間暇も掛かるし、予算も掛かる、大変なことを考へております。その条件の内容の問題が一つあると思ひますが、どのように外来生物を特定外種を収集してまいりたいと思つております。

○政府参考人(小野寺浩君) 飼養の許可に際して必要な情報を報告するように条件を課すことといふことを考えております。その条件の内容の問題

が一つあると思ひますが、どのように外来生物を特定外種を収集してまいりたいと思つております。

○岩佐恵美君 特定外来生物が環境に漏れた場合には、遺伝子組換え生物規制法のよう、取扱者に被害防止の措置を取らせることが必要だと思いますが、その点いかがでしよう。

○政府参考人(小野寺浩君) 今度の仕組みの考え方では、飼養の許可に際して、厳しく見て、環境上に逃がすことがないような者、能力を持つた者に許可を与えるというのがまず原則であります。それから、逃がさないように必要な措置を許可の条件として付するというのが次の考え方であります

○政府参考人(小野寺浩君) 届出手続の中で、輸入しようとするとする者に対して、できるだけ生態系影響その他の基礎情報を提供を求める義務付けることは考えておるところであります。

ただ、根本的な被害判定については、公平性その他観点から、主務大臣が最終的に決断すべきものと考へております。

○岩佐恵美君 次に、水際での対策の問題ですが、輸入貨物などに紛れ込んでくる非意図的侵入対策、これも重要なと考へています。

厚生労働省の調査では、一九九九年に小樽港で見付かったクマネズミ三十一匹の染色体を調べたところ、すべて外来種のオセアニア型クマネズミだつたということです。その後毎年、同種のクマネズミが見付かっていることです。また、十六の港で見付かった百五十匹のハツカネズミのミトコンドリアDNAを調べたら、外来種になつておりますし、防除が必要となつて国及び自治体が仮に行つた場合、防除措置を行つた場合に棄された場合には厳格な罰則が科せられることがあります。これが我々の制度の概要でございます。

○岩佐恵美君 先ほどの質問でも出されましたけれども、輸入販売業者が外来生物をどんどん買付ける、その一方で、それによる被害の対策、これを税金でやるというのは、私は到底国民の理解を得ることはできないと思います。本来、届出者が無害立証をすべきだと思います。少なくとも海外の生息地での生態あるいは他の生物に及ぼして影響、国内での繁殖の可能性あるいは在来種との競合、交雑の可能性、国立環境研がクワガタムシの交雑の研究やりましたけれども、これには相当手間暇も掛かるし、予算も掛かる、大変なことを考へております。その条件の内容の問題が一つあると思ひますが、どのように外来生物を特定外種を収集してまいりたいと思つております。

○岩佐恵美君 次に、その特定外来生物の指定や

得ることはできないと思います。本来、届出者が無害立証をすべきだと思います。少なくとも海外の生息地での生態あるいは他の生物に及ぼして影響、国内での繁殖の可能性あるいは在来種との競合、交雑の可能性、国立環境研がクワガタムシの交雑の研究やりましたけれども、これには相当手間暇も掛かるし、予算も掛かる、大変なことを考へております。その条件の内容の問題が一つあると思ひますが、どのように外来生物を特定外種を収集してまいりたいと思つております。

○岩佐恵美君 次に、その特定外来生物の指定や

と思います。判明した場合には、貨物の輸入業者や運搬業者などに侵入防止措置を求めるなどの対策が必要だと思います。

〔委員長退席、理事ツルネンマルティ君着席〕

私は、鹿島に調査に行きました。そのときネズミ対策の資料があつたので、ずっと毎年の駆除の数を見ていたんですね。そうしたら、ある年だけ、二けた台でずっと続いているものが、ある年だけ減ったんですね。その年はネズミが出なかつたのかと聞いたら、いいえ、そうではありませんと、予算が少なくて、わなを仕掛ける箇所が減ったためですという話をしていました。それだけ、だから大変なんだなということを思いました。

そういう意味でいうと、この外来種の法律の精神ですけれども、とにかく被害が起ころからではなくか駆除をしたり対応するのが大変なわけですから、元でどうやってとどめていくのかといふことが一番大事だと思いつますので、この点についてお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(小池百合子君) 今、クマネズミの例を御自身で歩かれて調査されたことも含めてお話をございました、御質問がございました。

がございまして、意図を持った入れようとしたのではないけれども、結果的に被害をもたらすという例の一つだと思っています。いずれにいたしましても、目的を持って意図的に持ち込まれるのではなくて、今ありましたように、人若しくは物資に紛れて持ち込まれる特定外來生物でございますけれども、輸入とか買うなどということの行為が伴わないわけでございません。ただ、こうしたいわゆる非意図的導入の場合でござりますけれども、いたしましてもそれによつて被害が生じるというこどあるわけでございまして、それに対する対策が必要であるということは認識を持つております。

私は、鹿島に調査に行きました。そのときネズミ対策の資料があつたので、ずっと毎年の駆除の数を見ていたんですね。そうしたら、ある年だけ、二けた台でずっと続いているものが、ある年だけ減ったんですね。その年はネズミが出なかつたのかと聞いたら、いいえ、そうではありますけれども、予算が少なくて、わなを仕掛ける箇所が減ったためですという話をしていました。それだけ、だから大変なんだなということを思いました。

この外來生物の非意図的な導入について、どうやつてそれが入ってきたのかという導入経路、それからどのようにその後繁殖するのかなどの生息の状況などについては調査を行いたいと、このように考えております。また、物を運搬するときなどに想定されます。また、港とか、そのほか空港などもそうでしたら、その関係者に対しまして外來生物を発見した場合の通報などの協力を求めるということも検討要件かと思っております。

○岩佐恵美君 いざにいたしましても、被害が確認された場合には速やかに防除などの措置を検討すると、このようにしておられます。

○高橋紀世子君 高橋紀世子でございます。特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案について質問させていただきたいと思います。

○理事ツルネンマルティ君退席、委員長着席

この特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案について質問させていただきたいと思います。

○高橋紀世子君 やはりこの問題はどうしてもその生物を利用して経済活動をしていらっしゃる方にとっては大きな出来事だと思うので、今、大臣がおっしゃったように、大変そのことには倫理的に厳密にしていただきたいと思います。

それでは、そういう、厳密にしていただきたいとは、環境大臣によってその生物の種類を決めていらっしゃると思います。そして、その生物を売つたり買つたり、経済活動に使っていらっしゃる方にとっては大きな出来事だと思うので、今、大臣がおっしゃったように、大変そのことには倫理的に厳密にしていただきたいと思います。

○国務大臣(小池百合子君) 改めて、繰り返し伺つて、終わりにしたいと思います。

○委員長(長谷川清君) 高橋さん、いいですか。この認定について質問したいんですけども、これは政治資金法で規制されている、規制され

て、企業から少々金品を持つてくることはある程度許されているんだと思うんですけれども、それについても、この問題についてはやはり倫理的にそろいの金品の受けることをどうしても厳しくしなければいけないよう思つんすけれども、大臣、どういうふうに考えていらっしゃいますで

ございますから、特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する質疑は終局したものと認めます。

特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案の修正について岩佐恵美さんからいます。中央環境審議会の意見を聴いた上でその基本方針において明らかにするということでおまじまして、大臣の好みとか、それから、これはひとつお願いしますよと言つて、何というんでありますか、時代劇で出てくるようなシーン、それをイメージされておられるのかどうか分かりませんけれども、そのような指定の際には、基本方針に基づくこと、それから学識経験者の意見などを聞くことがベースでございますので、御懸念のようなことが起きませんように着実に生物の指定を進めてまいりたいと、このように考えておられます。

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表して、特定外來生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対し、修正の動議を提出いたしました。

外來生物問題は、人類生存の基盤である生物多様性を脅かすものであり、島国の固有の生態系を持つ日本では一層重大です。既に国内には多くの外來生物が定着し、アマミノクロウサギなど絶滅危惧種を捕食するマンケースや、身近な生活環境、自然環境を荒らしているアライグマなど、大きな被害が広がっています。しかも、日本には年間五億件を超える動物が輸入されており、その実態はほとんどつかまれていません。このままで

は、被害の拡大、深刻化が予想されます。

ところが、内閣提出法案では、特定外來生物や未判定外來生物以外は全く法律上は野放しです。しかも、外來生物について科学的に検証する仕組みがありません。規制すべき外來生物の迅速確実な指定が危ぶれます。さらに、未判定外來生物の届出から六ヶ月を過ぎれば、疑いが残つても輸入、販売等が自由となつてしまふおそれがあります。導入された外來生物の状況把握や取扱業者の責任が不明確で、被害の早期発見、早期対策が遅れる心配があります。防除についても、きちんと計画がなく、鳥獣保護法の適用除外によつて無秩序な捕獲が拡大するおそれが指摘をされています。

そのため、以下の内容の修正案を提案いたしました。

第一に、外來生物対策は、予防原則を適用し、科学的な調査検討に基づいて行う必要がありま

す。

○委員長(長谷川清君) 他に御発言もないよう

です。

そのため、生態系への被害防止のための基本原則を定め、主務大臣は環境大臣とします。特定外

来生物の指定などは、外来生物審査委員会で調査検討し、無害性が確認されない未判定外来生物は、不特定多数への販売禁止など、厳格な管理を行います。

第二に、輸入販売業者などの責任を明確にする

ことです。

未判定外来生物の輸入届出の際には、生態系への影響に関する資料を添付すること、外来生物の管理や販売などの状況を報告すること、万一外部に漏れた場合には被害防止措置を講ずることなどを義務付けます。また、将来の被害対策に充てるために、外来生物の輸入販売業者等に一定の出捐金を求めることがあります。

第三に、防除計画をきちんと定めるとともに、防除における鳥獣保護法並みの遵守事項を定めることとします。また、地域に特有の問題に対処するため、都道府県による被害防止を積極的に進めようになります。

以上が修正案の概要です。

委員各位の御賛同をお願いし、提案理由の説明

いたします。

○委員長(長谷川清君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○ツルネンマルティ君 私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提案の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する反対の討論を行います。

外来生物問題は深刻さを増しており、実効性ある対策の樹立が喫緊の課題となつております。この要請にこたえるべく、私ども民主党は昨年十月、本邦初の外来種法案を本院に提出し、今国会に、更に内容に磨きを掛けた上で再提出しまし

た。

しかるに、今国会になつて政府がようやく提出した外来生物法案は、対象となる外来生物の範囲が余りにも限定されているなど、外来種の管理の上でもほとんど役に立たないものと言わざるを得ません。このことは、本会議及び当委員会のこれまでの審議の中でも指摘しているところがあります。責任政党である民主党としては、たゞえ外来種法案といえども余りにも実効性のない法案には賛成することはできない、この基本的スタンスをます明確にしておきたいと思います。

以下、政府提案の外来生物法案に反対する理由について、その主なものを申し述べます。

まず、繰り返しになりますが、二千種以上もある外来種に対し、政府案ではその対象を特定外来生物、いわゆる侵略外来生物だけに限定していることです。しかも、政令で指定する予定のものはわずか數十種ということでは、生物多様性を保全することなど到底できないと断ぜざるを得ません。

次に、外来生物対策では、予防原則の観点から水際規制が最も重要ですが、政府案ではこの措置が極めて不十分なものであることです。すなわち、政府案では特定外来生物及び未判定外来生物の輸入を規制することにとどまつては、鳥獣保護法ではない種については何ら規制がなく、極めて問題です。

また、政府案では防除に当たつては、鳥獣保護法を適用除外としたことも大きな問題です。このため、NGOの皆さんからは、防除を実施する際に委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(長谷川清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

過ぎます。

このような政府案に対し、民主党案では、水際規制の充実を始め、予防原則やリスク評価を踏まえた実効性のある法案となつており、これがるべき外来種法案であることを改めて強調してお

きたいと思います。

今回、民主党案は通りませんでしたが、民主党が政権政党になった暁には、抜本的な外来生物に対する法律を作りたいと思っています。

最後に、今回の政府案に対しては、自然保護にかかる多くのNGOも実効性に欠けるとして修正を求める要望書を提出しております。しかし、政府・環境省は、こうした意見にも全く耳をかさず、一切の修正に応じようとしないことは極めて遺憾であると強く指摘し、私の反対討論を終わります。

○委員長(長谷川清君) 他に意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。それでは、これより特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案について採決に入ります。

まず、岩佐さん提出の修正案は否決されました。次に、原案全部の採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(長谷川清君) 少数と認めます。よつて、岩佐さん提出の修正案は否決されました。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(長谷川清君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(長谷川清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

過ぎます。

○委員長(長谷川清君) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。小池環境

大臣。

○国務大臣(小池百合子君) ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国においては、硫酸ピッチの不適正な保管といった悪質な廃棄物の不適止処理が依然として後を絶たず、また、廃棄物の処理施設における甚大な事故が発生するなど、廃棄物をめぐる問題の解決は、なお喫緊の課題となつております。こうした課題に的確に対処するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明を申し上げます。

第一に、産業廃棄物の不適正処理の事案に対処するため緊急の必要があると認めるときは、環境大臣は、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができるとしております。

第二に、硫酸ピッチといった人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある廃棄物の不適正な処理を直罰をもつて禁止することとするほか、廃棄物の不法投棄や不法焼却の目的で廃棄物の収集又は運搬をした者を処罰の対象とするなど、不法投棄の撲滅に向けた罰則の強化を行うこととしております。

第三に、廃棄物の最終処分場の跡地などにおいて土地の形質の変更を行おうとする者に対する義務付けのなど、廃棄物が地下にある土地の形質の変更による生活環境の保全上のリスクを管理するための制度を創設することとしております。

第四に、ごみ固化燃料施設など、廃棄物の特定の処理施設において事故が発生し、廃棄物の飛散など生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その施設の設置者に应急措置の実施及び都道府県知事への事故の状況等についての届出義務を課すなど、廃棄物の処理施設における事故時の措置に関する制度を創設することとしております。

第五に、廃棄物処理施設の設置手続を円滑に進め、再活用を促進するため、過去に許可を受けて

設置された廃棄物処理施設と、その設置の場所、施設の種類、処理能力などの事項が同一の廃棄物

処理施設の設置許可の申請については、生活環境影響調査書の添付及び公衆の総覧を要しないこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(長谷川清君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲りたいと思います。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十分散会

〔参考〕

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する修正案  
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第三条」を「第四条」に、「第四条」

第十一条」を「第五条」第十三条」に、「第十二条」を「第十四条」第十五条」に、「第十三条」

「第二十一条」を「第二十四条」、「第二十五条」を「第二十六条」第十六条」を「第二十七条」に、「第二十八条」を「第二十九条」に、「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十二条」を「第二十三条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十七条」を「第二十八条」に改めます。

第一条中「生態系等」を「生態系」に改め、「、

人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展」を削り、「国民生活の安定向上」を「現

在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保」に改める。

第二条第一項中「我が国にその本来の生息地又

は生育地を有する生物以下「在来生物」とい

う」とその性質が異なることにより」を削り、「生態系等」を「生態系」に、「政令」を「環境省

令」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 環境大臣は、前項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、外来生物審査委員会

の意見を聞くとともに、その意見を踏まえて行わなければならぬ。

第二条第三項を削る。

第三十六条第一項中「第三十二条」を「第四十三

条」に改め、同条第一号中「第三十二条」を「第四十三条」に改め、同条第二号中「第三十三号」を「第四十三条」に改め、同条第三号中「第三十

四条又は第三十五条」を「第四十五条から前条まで」に改め、同条を第四十八条とする。

第三十四条及び第三十五条を削る。

第三十三条第一号中「第四条又は第八条」を「第五条」に改め、同条第二号中「第五条第一項」を「第五条第四項」を「第六条第四項」に改め、同

条第三号中「第二十三号」を「第二十八条」に改め、同条を第四十四条とし、同条の次に次の三条を加える。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条第一項又は第三項の規定に違反した者

二 第十九条第五項又は第三十条の命令に違

反した者

三 第十七条(第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

一 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反

した者

二 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反

した者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条又は第二十九条第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十三条第一項又は第三十二条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第三十二条第一号中「第四条」を「第五条」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第三号中「第六条第一項」を「第七条第一項又は第八条第二項」に改め、同条第四号中「第七条又は第九条」を「第十条又は第十二条」に改め、同条第五号中「第八条」を「第十一条」に改め、同条を第四十三条とする。

五 第三十二条第一号中「主務省令」を「環境省令」に改め、第五章中同条を第四十一条とし、同条中同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の区域の特性に応じた措置)

第六十二条 この法律の規定は、地方公共団体とし、同条中同条の次に次の一条を加える。

(特定外来生物その他の生物の防除その他の措置を行ふことを妨げるものと解してはならない。

第三十条を第四十条とし、第二十九条を削り、かかる、その地方公共団体の区域の特性に応じて、特定外来生物その他の生物の防除その他の措置を行ふことを妨げるものと解してはならない。

第二十九条第五項又は第三十条の命令に違

反した者

二 第十九条第五項又は第三十条の命令に違

反した者

三 第十七条中「生態系等」を「生態系」に改め、同条を第三十八条とする。

四 第二十九条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に、「第六条第一項又は第十条第一項」を「第七条第一項、第八条第二項、第十三条第一項、

第二十九条第五項、第三十条又は第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「環境

大臣」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次

に次の二条を加える。

(協力の要請等)

第三十六条 国は、外来生物が輸入貨物への付着等によって我が国に侵入することを防止するため、侵入の経路、外来生物による生態系に係る被害の状況等の調査を行うよう努めるとともに、貨物の輸入の事業を行ふ者その他の関係者に対し、外来生物による生態系に係る被害の防

止のために必要な協力を求めることができる。

2 前項の求めを受けた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。

(指定法人)

第三十七条 環境大臣は、特定外来生物による被害の防止に資することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、特定外来生物の防除に関する業務を行ふ者(以下この条において「指定法人」といいう。)として指定することができる。

2 指定法人は、地方公共団体の行う特定外来生物の防除に関する資金の出えんその他の特定外来生物の防除に関する協力をを行うための基金を設け、外来生物の輸入又は販売の事業を行ふ者から当該基金への出えんを受けるものとする。

第二十五条中「主務省令」を「環境省令」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十四条第一項中「主務省令」を「環境省令」に、「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第二項中「第十二号」を「第二十六条第二項及び第二十七条」に改め、第四章中同条を第三十条とする。

第二十三条中「在来生物とその性質が異なることにより生態系等」を「生態系」に、「前条第一項」に改め、「通知」の下に「又は同条第二項の通知」を加え、同条を第二十八条とし、同条の次に次の四条を加える。

(判定の結果の通知があるまでの制限等)

第二十九条 第二十七条第二項の通知に係る未判

5	定外生物(その繁殖したものを含む。以下第三十二条までにおいて同じ。)の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物となるまでの間は、当該未判定外来生物を販売してはならない。
6	第二十七条第一項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間において、当該未判定外来生物の譲渡し又は引渡しをしたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、譲渡し又は引渡しをし又は引渡しの相手方の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならない。
3	第二十七条第二項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間において、当該未判定外来生物の譲渡し又は引渡しをしたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、譲渡し又は引渡しをし又は引渡しの相手方の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならない。
4	第二十七条第二項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、当該未判定外来生物を当該未判定外来生物の飼養等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、当該未判定外来生物を当該未判定外来生物の飼養等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、当該未判定外来生物が逸走し、又は散逸したときは、直ちに応急の措置を執るとともに、環境省令で定めるところにより、速やかに当該未判定外来生物の逸走又は散逸の状況及び執った措置の概要を環境大臣に届け出なければならない。
5	環境大臣は、前項に規定する者が同項の応急
6	の措置を執っていないと認めるときは、その者に対することができる。
2	第二十七条第一項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、毎年、環境省令で定めるところにより生態系等」を「生態系」に改め、同条に第六条を加える。
3	第一項の規定による権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。
4	第二十二条中「主務大臣」を「環境大臣」に、「前条」を「前条第一項」に、「その届出を受理し、未判定外来生物による生態系に係る被害に係る未判定外来生物の飼養等を行つて、当該未判定外来生物による生態系に係る被害が生ずることを防止するために必要な措置を執るべき」と命ずることができる。
5	第三十一条 第二十七条第一項の通知を受けた者であつて当該通知に係る未判定外来生物の譲渡し又は引渡しをしたものは、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものと認めたときは、当該未判定外来生物を、その譲り渡し又は引き渡した者から回収するように努めるものとする。
6	(報告収取及び立入検査)
2	第三十二条 第二十七条第一項の通知による届出には、当該届出に係る未判定外来生物が生態系に及ぼす影響について参考となるべき資料として環境省令で定めるものを添付しなければならない。
3	第二条第二項の規定は、第一項の外来生物を定める環境省令について準用する。
4	第二十一条を第二十六条とする。
5	第二十条第一項中「第十八条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第十一条第一項の規定により公示された事項」を「防除計画」に、「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第一項中「主務大臣等」に改め、同条第二項中「主務大臣等」を「環境大臣等」に改め、同条を第十九条とする。
6	第十四条第二項及び第三項中「主務大臣等」を「環境大臣等」に改め、同条を第十九条とする。
7	第十五条を第二十条とする。
8	第十六条中「第十一条第一項」を「第十五条」に改め、同条を第二十一条とする。
9	第十七条 第十五条の規定による防除に従事する者は、当該防除に係る防除計画に定める第十四条第一項第五号に掲げる事項を遵守しなければならない。
10	第三章の章名及び第十一条を削る。
11	第十条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、第三章中同条を第二十五条とする。

同条を第二十四条とする。

に対し、同項の応急の措置を執るべきことを命ずることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

4 第二十二条中「主務大臣」を「環境大臣」に、「前条」を「前条第一項」に、「その届出を受理し、未判定外来生物による生態系に係る被害に係る未判定外来生物の飼養等を行つて、当該未判定外来生物による生態系に係る被害が生ずることを防止するために必要な措置を執るべき」と命ずることができる。

5 第二十七条第一項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、毎年、環境省令で定めるところにより生態系等」を「生態系」に改め、同条に第六条を加える。

6 第二十七条第一項の通知に係る未判定外来生物の飼養等をする者は、当該未判定外来生物について生態系に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の同条第一項の通知があるまで又は当該未判定外来生物が特定外来生物となるまでの間は、毎年、環境省令で定めるところにより生態系等」を「生態系」に改め、同条に第六条を加える。

7 第二十二条中「主務大臣」を「環境大臣」に、「前条」を「前条第一項」に、「その届出を受理し、未判定外来生物による生態系に係る被害に係る未判定外来生物の飼養等を行つて、当該未判定外来生物による生態系に係る被害が生ずることを防止するために必要な措置を執るべき」と命ずることができる。

8 第二十七条第一項の規定による防除に従事する者は、当該防除に係る防除計画に定める第十四条第一項第五号に掲げる事項を遵守しなければならない。

9 第十一条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、第三章中同条を第二十五条とする。

10 第十条第一項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、第三章の章名及び第十一条を削る。

に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条ただし書中「第四条第一項及び第二項」を「第五条第一項」とし、同条の次に次の章名及び二条を加える。

### 第三章 特定外来生物の防除

#### (防除計画)

第十四条 環境大臣は、特定外来生物による生態系に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の回復又は発生の防止のため必要があると認めるときは、当該特定外

来生物の防除に関する計画(以下「防除計画」という。)を定めるものとする。

2 防除計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 防除を行う区域及び防除の目標

#### 二 防除の対象となる特定外来生物の種類

#### 三 防除を行う期間

#### 四 特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分(以下「捕獲等」という。)その他の防除の内容

#### 五 防除による在来生物に係る被害の防止のために講すべき措置その他の防除に従事する者の遵守すべき事項

六 防除が終了した後における生態系等の調査に関する事項

七 その他特定外来生物の防除に関し必要な事項

八 環境大臣は、防除計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県の意見を聴くとともに、外来生物審査委員会の議を経なければならない。

4 環境大臣は、防除計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(環境大臣による防除)  
第十五条 環境大臣及び国の関係行政機関の長(以下「環境大臣等」という。)は、防除計画に基づき、防除を行うものとする。  
第九条を第十二条とする。

第八条中「譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)を

「譲渡し等」に改め、同条ただし書中「第四条第一項」を「第五条第一号」に、「主務省令」を「環境省令」に改め、同条を第十一条とする。  
第七条ただし書中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第六条中「主務大臣」を「環境大臣」に、「生態系等」を「生態系」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

#### (逸走又は散逸したときの措置)

第六条中「主務大臣」を「環境大臣」に、「生態系等」を「生態系」に改め、同条を第六条とする。  
第四条第二号中「主務省令」を「環境省令」に改め、同条を第五条とする。  
第三条第一項中「主務省令」を「環境省令」に改め、同条を第六条とする。  
に規定する基本原則にのつとり、外来生物審査委員会の議を経て」を「前条

員会の議を経て」に、「生態系等」を「生態系」に改め、同条第二項第一号及び第五号中「生態系等」を「生態系」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第三項中「第三条第一項及び第二項」を「第四条第一項及び第二項」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

第二条の次に次の二条を加える。  
(外来生物による生態系に係る被害の防止の基本原則)

#### 第一条 外来生物による生態系に係る被害の防止

第一条の方策は、その被害が未然に防止されることを旨とし、その被害の防止のための措置を講ずる科学的根拠が十分でない場合においても、外来生物による生態系に係る被害及びその防止に講じられなければならない。

#### 第二条 外来生物による生態系に係る被害の防止

のための方策は、その被害が未然に防止されることを旨とし、その被害の防止のための措置を講ずる科学的根拠が十分でない場合においても、外来生物による生態系に係る被害及びその防止に講じられなければならない。

#### 第三条 外来生物による生態系に係る被害の防止

のための方策は、その被害が未然に防止されることを旨とし、その被害の防止のための措置を講ずる科学的根拠が十分でない場合においても、外来生物による生態系に係る被害及びその防止に講じられなければならない。

#### 第四条 政府は、在来生物による生態系に係る被害の防止のための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五条 政府は、在来生物による生態系に係る被害の防止のための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 第六条 外来生物審査委員会の設置その他この法律の施行に伴い必要となる関係法律の整備については、別に法律で定める。

#### 第七条 附則に次の二条を加える。

#### (関係法律の整備)

四月十四日本委員会に左の案件が付託された。

#### 一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

#### 二、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

#### 三、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

#### 四、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

#### 五、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 六、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 七、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 八、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 九、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 十、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 十一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 十二、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 十三、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 十四、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 十五、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 十六、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 十七、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

#### 十八、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律百三十七号)の一部を次のように改正する。

臣」に、「第三条第一項及び第二項」を「第四条第一項及び第二項」に、「生態系等」を「生態系」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「環境大臣」に改め、同条第三項中「第三条第一項及び第二項」を「第四条第一項及び第二項」に改め、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第一条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第三条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第四条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第五条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第六条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第七条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第八条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第九条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十一条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十二条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十三条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十四条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十五条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十六条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十七条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十八条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第十九条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十一条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十二条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十三条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十四条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十五条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十六条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十七条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十八条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第二十九条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第三十条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第三十一条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第三十二条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第三十三条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第三十四条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

#### 第三十五条 附則第五条を削り、附則第四条の見出しを削り、同条を附則第五条とし、附則第三項の次に次条とする。

	<p>第六条の二第一項中「第十六条の二第二号」の下に「、第十六条の三第二号」を加える。</p> <p>第八条第三項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p>
	<p>第八条第四項中「書類」の下に「(同項ただし書)」に規定する場合にあつては、第二項の申請書を加える。</p> <p>第五条第三項に次のただし書を加える。</p> <p>ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p>
	<p>第五条第四項中「書類」の下に「(同項ただし書)」に規定する場合にあつては、第二項の申請書を加える。</p> <p>第三章の二 滅棄物が地下にある土地の形質の変更</p> <p>(指定区域の指定等)</p> <p>第十五条の十七 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。</p> <p>4 都道府県知事は、地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について第一項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指</p>
	<p>定解除するものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。</p> <p>指定区域台帳</p> <p>第十五条の十八 都道府県知事は、指定区域の台帳(以下この条において「指定区域台帳」といいう。)を調製し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に必要な事項は、環境省令で定める。</p> <p>3 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。</p> <p>(土地の形質の変更及び計画変更命令)</p> <p>第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の行為について、この限りでない。</p> <p>一 第十九条の十第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行はれるべき第十九条の四第一項に規定する行為</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為</p> <p>三 指定区域が指定された際に着手していた行為</p> <p>四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p>
	<p>四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>第十六条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>(指定有害廃棄物の処理の禁止)</p> <p>第十六条の三 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(以下「指定有害廃棄物」という。)の保管、収集、運搬又は処分をしてはならない。</p> <p>一 政令で定める指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従つて行うなければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>二 第十九条の十第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行はれるべき第十九条の四第一項に規定する行為</p> <p>三 指定区域が指定された際に着手していた行為</p> <p>四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p>
	<p>4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施工方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施工方法に関する計画の変更を命ずることができる。</p> <p>第十六条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>(指定有害廃棄物の処理の禁止)</p> <p>第十六条の三 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(以下「指定有害廃棄物」という。)の保管、収集、運搬又は処分をしてはならない。</p> <p>一 政令で定める指定有害廃棄物の保管、収集、運搬及び処分に関する基準に従つて行うなければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>二 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。</p> <p>三 第十九条の四第二項の規定は、前項の規定による命令について破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれら</p>
	<p>の処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対する措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(環境大臣の指示)</p> <p>第十九条第一項中「事業場若しくは」を「事業場」に改め、「建物」の下に「若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地」を加え、「处分若しくは」を「处分、」に改め、「維持管理」の下に「又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更」を加える。</p> <p>第十九条第一項中「事業場若しくは」を「事業場」に改め、「建物」の下に「若しくは第十五条の十七第一項の政令で定める土地」を加え、「处分若しくは」を「処分、」に改め、「維持管理」の下に「若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更」を加える。</p> <p>2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対する措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(環境大臣の指示)</p> <p>第二十一条の三 環境大臣は、産業廃棄物の不適正な処理により生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため緊急の必要があると認め</p>

るときは、都道府県知事に対し、次に掲げる事務に必要な指示をすることができる。

一 第十九条の五第一項及び第十九条の六第一項の規定による命令に関する事務

二 第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置に関する事務

二十四条の四中「第二十三条の三」を「第二十一条の二(産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。)第二十三条の三」に改める。

二十五条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第十四条第十三項又は第十四条の四第十三項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者

二十五条第一項に次の二号を加える。

十 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

十一 第十六条の三の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者

十二 第十六条第一項に次の二号を加える。

十三 第十六条第一項に次の二号を加える。

十四 第十六条第一項中「前項第八号」を「前項第九号及び第十号」に改める。

十五 第十六条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 前条第一項第九号又は第十号の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者

十七 第十六条第一項第八号を削り、同条第一項を削る。

十八 第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

十九 第二十七条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二十 第十三条の七の規定に違反した者

二十一 第十五条の十九第四項又は第十九条の十第一項の規定による命令に違反した者

二十二 第二十八条次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に

処する。

一 第八条の一第五項(第九条第二項において準用する場合を含む。又は第十五条の二第五項(第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による改正規定、第二十七条の改正規定(同条第二号に係る部分に限る。)、第三十二条の改正規定(同条第二号に係る部分に限る。)、第三十二条の次に二号を加える改正規定(同条第二号に係る部分に限る。)及び第三十二条の次に三号を加える改正規定(同条第二号に係る部分に限る。))、第三十二条の次に二号を加える改正規定(同条第二号に係る部分に限る。)及び第三十二条の次に三号を加える改正規定(同条第二号に係る部分に限る。)を次のように改める。

二 第十五条の十九第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二条の二第一項の規定による命令に違反した者

四 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十九 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十二 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十四 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十五 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十六 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十七 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十八 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十九 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十一 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十二 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十三 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十四 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十五 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十六 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十七 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十八 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十九 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十一 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十二 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 に改める。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

六条 組织的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改める。

一 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十九 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十二 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十四 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十五 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十六 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十七 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十八 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十九 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十一 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十二 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十三 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十四 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十五 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十六 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十七 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十八 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十九 第二十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者



平成十六年四月二十二日印刷

平成十六年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局